

事業所の設備投資を税制面で応援します！

横手市の課税免除制度のお知らせ

横手市では、市内事業所の皆様の設備投資を後押しするために、各種税制支援制度をご用意しております。要件等ご確認の上ぜひご活用ください。

中小企業等経営強化法に基づく課税免除



中小企業等が生産性向上のための設備投資を行った場合に、対象設備に対する固定資産税を3年間免除します。※取得前に横手市から「先端設備等導入計画」について認定書の交付を受ける必要があります。

		業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
		対象企業等	製造業その他	3億円以下
卸売業	1億円以下		100人以下	
小売業	5千万円以下		50人以下	
サービス業	5千万円以下		100人以下	
ゴム製品製造業	3億円以下		900人以下	
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下		300人以下	
旅館業	5千万円以下		200人以下	
計画認定要件			① 計画期間が3年間～5年間であること ② 計画期間において、基準年度(直近の事業年度)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること ※労働生産性の算定式は下記の通り (営業利益+人件費+減価償却費)÷労働投入量(労働者数又は労働者数×1人当たりの年間就業時間) ③ 労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備等を導入すること 【対象設備等】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、事業用家屋、構築物 ※事業用家屋については、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備とともに導入されたもの	
内容	課税特例適用対象	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内) ◆構築物(120万円以上/14年以内) ◆事業用家屋 ※建物附属設備は、家屋と一体となって効果を果たすものを除く ※生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。中古資産でないこと。		
	免除率・期間	100% ・ 3年間		
お問合せ先		横手市商工観光部 商工労働課 工業振興係 0182-32-2115		

裏面もあります

過疎法に基づく課税免除



過疎地域(横手市は全域)において工場等を新設、拡充した企業に対して、固定資産税の課税を3年間免除します。

対象企業	工場等を新設、拡充した企業		
対象業種	① 製造業 ② 農林水産物等販売業 ③ 旅館業 ④ 情報サービス業等 ※情報サービス業等とは、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査		
要件	業種	資本金	固定資産取得価格
	製造業・旅館業	5,000万円以下	500万円以上
		5,000万円超～1億円以下	1,000万円以上
		1億円超	2,000万円以上
農林水産物等販売業・情報サービス業等	該当なし	500万円以上	
内容	課税免除適用対象	取得固定資産(事業用建物、機械装置等、土地)にかかる固定資産税額 ※機械および装置について、取替または更新の場合は、生産能力・処理能力が従前と比較して30%以上増加すること。 ※土地については、取得から1年以内に事業用建物の着手があった場合において、事業用建物の建物部分のみが対象	
	免除率・期間	100% ・ 3年間	
お問合せ先	横手市財務部 税務課 資産税係 0182-32-2767		

横手市企業振興条例に基づく課税免除



新規常勤雇用を伴う工場等を新設、拡充した企業に対して、固定資産税の課税を5年間免除します。

対象企業	工場等を新設、増設、事業拡大した企業		
対象業種	製造業、電気業(発電所)、ガス業(ガス製造工場)、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、コールセンター、研究施設		
要件 ※要件1もしくは2に該当すること	要件1	共通要件	生産設備を構成する減価償却資産の合計取得額が2,000万円を超える
		業種ごと要件	道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業 対象業種のうち上記以外の業種
	要件2	新規常勤雇用者が右記を満たす	新規の常勤雇用者 新設・増設 10人以上 新設 5人以上 増設 3人以上 20人以上(単年度)
内容	課税免除適用対象	取得固定資産(事業用建物、機械装置等、土地)にかかる固定資産税額 ※土地については、取得から1年以内に事業用建物の着手があった場合において事業用建物の投影部分のみが対象	
	免除率・期間	100%・5年間 ※課税免除の他、雇用奨励金や用地取得助成金などの支援メニュー有。	
お問合せ先	横手市商工観光部 商工労働課 工業振興係 0182-32-2115		

横手市商工観光部 商工労働課 工業振興係

横手市旭川一丁目3番41号 電話 0182-32-2115